

現行相当通所介護・通所介護

重 要 事 項 説 明 書

(宮崎県指定第 4570400632 号)

デイサービス ほほの木

現行相当通所介護・通所介護 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定介現行相当通所介護・指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容や、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「事業対象者」「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。しかし、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用が可能な場合があります。

1 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 合資会社 祥桐 |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県日南市飢肥二丁目9番35号 |
| (3) 電話番号 | 0987-21-2308 |
| (4) 代表者名 | 代表社員 上野祥子 |
| (5) 設立年月日 | 平成21年7月22日 |

2 事業所の概要

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定現行相当通所介護・指定通所介護事業所 |
| (2) 事業目的 | 現行相当通所介護・通所介護 |
| (3) 事業所名称 | デイサービス ほぼの木 |
| (4) 所在地 | 宮崎県日南市大字東弁分甲1112番地1 |
| (5) 電話番号 | 0987-23-7280 (FAX) |
| (6) 管理者氏名 | 清水 裕太 |
| (7) 開設年月日 | 平成22年 4月27日指定 |
| (8) 運営方針 | |

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- | | |
|----------|----------|
| (9) 利用定員 | 1日あたり30名 |
|----------|----------|

3 地域及び営業時間事業実施

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 日南市（旧日南市・旧北郷町・旧南郷町） |
|----------------|---------------------|

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時00分～午後7時00分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時25分
	午後9時30分～午後6時25分 (以後の延長可)
その他年間の休日	1月1日・1月2日

ただし、デイサービスの提供については、施設及び設備の破損・故障、気象現象、その他、特別な事由がある場合はこの限りではない。

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1 管理者	1名
2 生活相談員	1名以上
3 看護 職員	1名以上
4 介護 職員	2名以上
5 機能訓練指導員	1名

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 通所介護費

(6時間以上7時間未満の場合)

要介護 1	584 円 /日
要介護 2	689 円 /日
要介護 3	796 円 /日
要介護 4	901 円 /日
要介護 5	1008 円 /日

(8時間以上9時間未満の場合)

要介護 1	669 円 /日
要介護 2	791 円 /日
要介護 3	915 円 /日
要介護 4	1041 円 /日
要介護 5	1168 円 /日

※上記以外の時間帯をご利用の方の料金については別紙をご確認ください。

(2) 介護予防通所介護費

要支援 1 1798 円/月 事業対象者 436 円/日(1月の中で4回までサービスを行った場合)

要支援 2 3621 円/月 事業対象者 447 円/日(5回から8回サービスを行った場合)

* 送迎料金・入浴料金は基本料金に包括

(3) 加算

入浴介助	40 円 /1回
サービス延長料金	50 円 /1時間越す毎 12時間まで
機能訓練加算 I	要介護者 56 円 /1日
介護職員処遇改善加算 II	9.0% (食事代を除く)

介護保険の適用がある場合は、サービス費の1割・2割又は3割が利用者の負担金となります。介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(4) 保険外にかかる費用

- ① 通常の事業地域を越えて
行う送迎サービス 1キロメートルごと10円/km
- ② 食事代
昼食 350円 夕食 450円
特別な食事の費用 一部実費有
- ③ 日常生活消耗品費 一部実費有
- ④ 特別な行事費 一部実費有
- ⑤ 紙おむつ *基本的には使用おむつは自宅からお持ちください。
- ⑥ 自費通所について 要相談

6 料金の支払い方法

利用料金は、①口座振り込み②口座引き落としのどちらかをお願いします。

②はまゆう農業協同組合 飼肥支所

口座番号 0027902

代表社員 上野 祥子

※振込手数料は利用者様ご負担でお願いします。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に様態の変化などがあった場合は、主治医、ご家族の他救急隊、介護支援事業所などへ連絡をします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に関して採った措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 損害賠償

当事業所のサービス提供中に、ご利用者の生命・身体・財産に対して賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償いたします。ただし、天変地異などの不可抗力による場合など、事業所に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

また事故発生時にご利用者に重大な過失があった場合は損害賠償を減じることがあります。

1 0 非常災害対策

災害の発生に備え、避難経路及び協力機関との連携方法を策定し、定期的に避難誘導訓練を実施します。

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しております。

1 1 個人情報保護の取り扱いについて

事業所に従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。事業所の従業員であった者は、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲でご利用者又はご家族の個人情報を用いることがあります。

1 2 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当該事業所従業員又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：清水 裕太

1 3 苦情処理体制

担当者による苦情受付→担当者による調査確認→利用者又はご家族への面談又は文書等による調査報告、再発防止策の掲示、損害の補填方法の検討提案など、合わせてスタッフ会議等での苦情内容と再発防止に向けた取組みの周知徹底。また苦情内容によっては、日南市または国民保険団体連合への報告を行います。

〈 相談窓口、苦情窓口 〉

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）

担当者 生活相談員 清水 裕太

電話 0987-23-7280 FAX 0987-23-7280

受付時間 月曜日～日曜日 9時30分～17時30分

行政機関その他苦情受付機関

日南市役所 介護保険係

所在地：日南市中央通り一丁目1番1号

電話：0987-31-1160 FAX：0987-31-1966

国民健康保険団体連合会

所在地：宮崎市下原町231番地1

電話：0985-25-5301 FAX：0985-25-0268

※福祉サービス第三者評価は実施しておりません。

上記の重要事項説明書において、説明を受けたことに同意致します。

令和 年 月 日

事業者 事業所名 デイサービスぽぽの木
事業所住所 宮崎県日南市大字東弁分甲 1112 番地 1
代表者 (資)祥桐
代表社員 上野 祥子 印

利用者 住所 宮崎県日南市
氏名 印

ご家族 住所 宮崎県日南市
氏名 印